

第
4507
号
(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダascaclub FAXニュース

(2012年)平成24年 6月 18 日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◆ 源泉税、納期の特例の改正

Q : 源泉所得税の納期の特例の取扱いが改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 源泉所得税の納期限の特例が廃止され、納期の特例に一本化されました。

【解説】

納期の特例とは、給与等の支払人員が常時10人未満である源泉徴収義務者に認められている特例で、納期の特例の承認を受けると給与等や退職手当等、一定の報酬等(給与等)から徴収した源泉所得税を年2回(1月から6月までの分を7月10日、7月から12月までの分を翌年1月10日)にまとめて納付することができる制度です。

納期限の特例とは、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、一定の要件を満たすことで、7月から12月までの分の給与等にかかる源泉所得税について、納期限を翌年1月20日とすることが認められる制度です。

平成24年の改正では、この納期限の特例が廃止されるとともに、納期の特例の納期限が7月10日と翌年1月20日とされ、これまであった2つの特例が、納期の特例1本にまとめられることとなりました。

この改正は、平成24年7月1日以後に支払う給与等から適用されます。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限は、改正されていませんので、従来どおり、12月に支払った給与等から源泉徴収した源泉所得税の納期限は、翌年の1月10日となりますので、間違いのないようにしてください。

